

**市営四方嶺住宅跡地における
スポーツ機能
整備・運営事業者公募要項**

令和元年 11 月

川崎市まちづくり局

目次

1. はじめに	2
2 公募の概要	4
(1) 計画地の概要	4
(2) 計画地の貸付について	5
(3) 事業者募集・選定のスケジュール	5
3 土地利用の条件及び評価項目	6
(1) 土地利用の条件	6
(2) 施設用地及び建築に関する留意事項	7
(3) 事業者選定に際しての評価観点	8
4 応募の手続と流れ	10
(1) 応募資格	10
(2) 本要項への質問	10
(3) 参加意向の申し出	11
(4) 企画提案書の提出	12
(5) 参加資格の喪失等	13
(6) その他	13
5 審査の実施と事業者の決定	14
(1) 審査の実施	14
(2) プロポーザルの日時、場所	14
(3) 事業者の決定方法	14
(4) 選考結果の通知について	14
6 契約について	15
(1) 契約の締結日	15
(2) 費用負担	15
(3) 貸付料納付方法	15
(4) 契約保証金	15
(5) 連帯保証人	15
(6) 土地の明渡し	15
(7) 違約金、契約解除	16
(8) 瑕疵担保責任の免責	16

1. はじめに

今回公募する土地は、平成17年6月に市営四方嶺住宅としての用途が廃止となり、その後、子母口小学校の仮設校舎としての利用や、地元自治会による暫定的なグラウンド利用などに使われてきました。

こうした中、平成28年7月には、市営四方嶺住宅跡地利用に関する基本方針を明らかにし、その後、住民説明会やパブリックコメントなどの住民意見を踏まえながら、基本方針の見直しを経て、平成30年11月には川崎市の跡地利用に関する基本方針を決定しました。

このたびの公募は、「スポーツ・広場ゾーン」におけるスポーツ機能(広場の一部(約0.3ha)に整備予定の広場機能は除く)を具体化し、市営四方嶺住宅跡地利用を着実に推進するためのもので、市有地の貸し付けを行うことにより、御協力いただける建設・運営事業者を募集するものです。

なお、本要項に関する各種手続については、本要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、川崎市財産規則、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得、その他関係法令等の定めるところにより行います。

参考：市営四方嶺住宅に関する基本方針における導入機能

① 特養・地域交流ゾーン

- ・地域交流スペースを併設した特別養護老人ホーム（120 床程度）を導入する。
- ・整備に当たっては、市有地を無償貸付する公有地活用型で整備する。
- ・見晴らしの良い敷地外縁部について、市民が憩える空間の確保を図る。

② 福祉複合ゾーン

- ・周辺の需要を踏まえながら、介護サービス事業所・クリニックなどの福祉機能等を複合的に備えた、サービス付き高齢者向け住宅の導入を図る。
- ・整備に当たっては、定期借地契約などの借地契約として、公募のプロポーザル方式等で民間事業者の提案を募集・選定し、実施する。
- ・災害時における防災機能としての位置づけや活用の検討を進める。

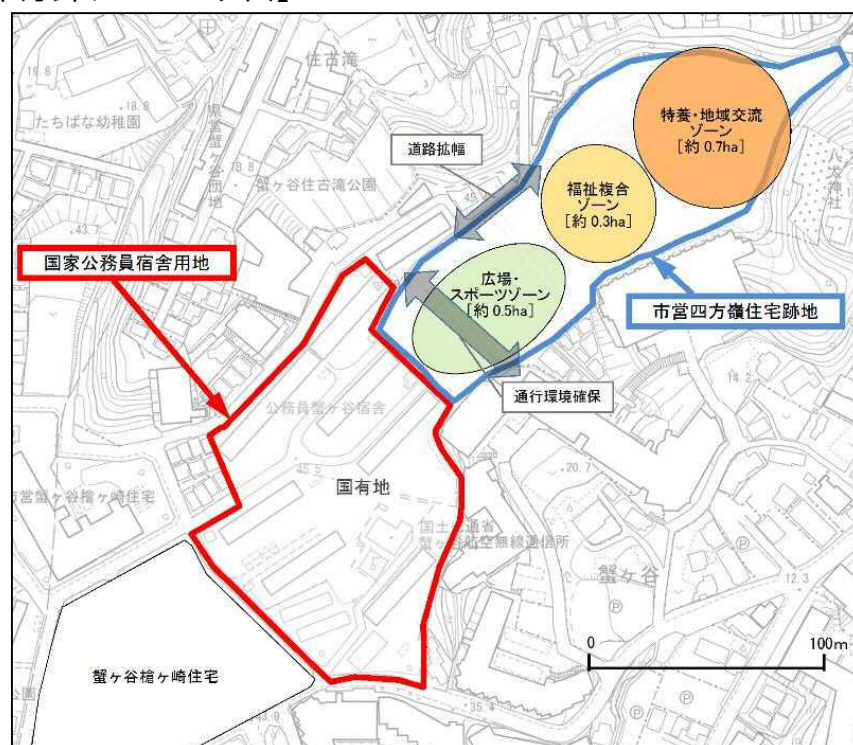
③ 広場・スポーツゾーン

- ・市民が自由に使い、日頃の地域イベントや防災訓練、災害時の一時避難場所などに利用できる広場を整備する。なお、民間活力による整備・管理を図る。
- ・広場の一部（約 0.2ha）に、誰もが気軽にスポーツに親しめるスポーツ機能の導入を図る。導入に当たっては、普通借地契約などの借地契約として、公募のプロポーザル方式で民間事業者の提案を募集・選定し、実施する。

④ 円滑な移動動線の確保

- ・安全な通行や施設の適切な配置等のため、市有地北西部の現道の道路拡幅を行う。
- ・隣接する住宅地への既存の通行環境を確保する。
- ・国と協議のうえ、国有地内における幅員 9.0m の道路拡幅整備をとりやめる。
- ・整備にあたっては、必要な駐車場台数を確保するなど、周辺交通環境への配慮を行う。

【見直した基本方針ゾーニング図】



2 公募の概要

(1) 計画地の概要

所在：川崎市高津区蟹ヶ谷字西田原 206 番ほか

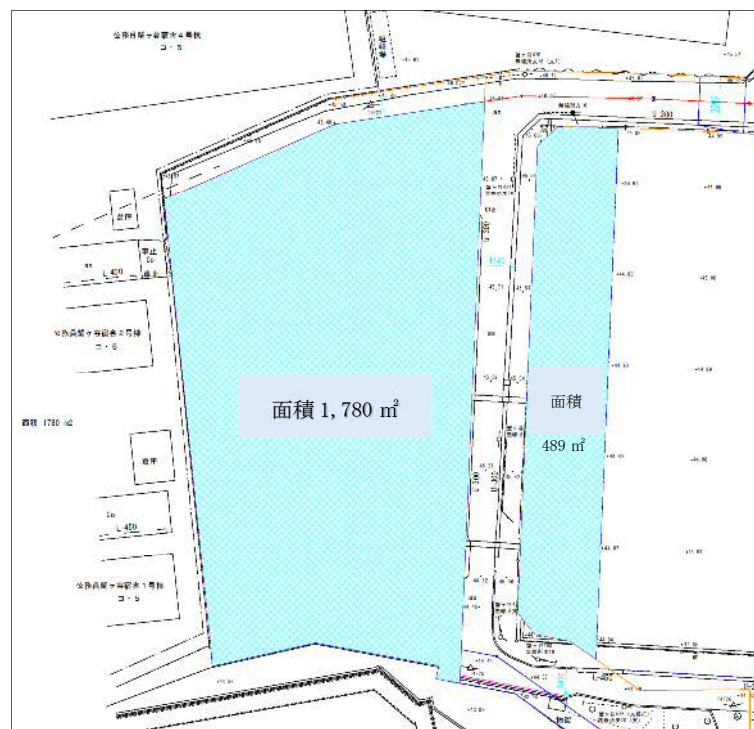
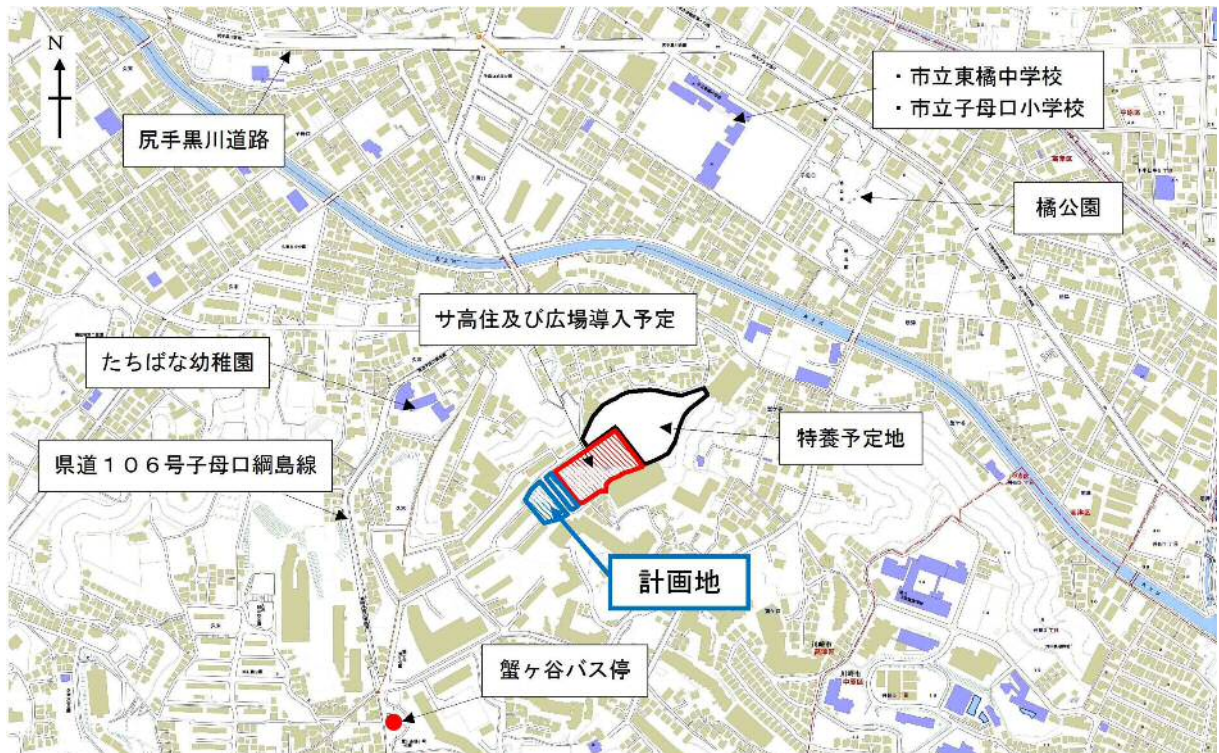
地目：宅地 面積：2,269 m² 高度地区：第2種（建築物の高さの最高限度 15m）

用途地域：第一種中高層住居専用地域 容積率／建ぺい率：200％／60％

防火・準防火地域：準防火地域

残存地中障害物：下水管

●現地地図及び敷地



(2) 計画地の貸付について

ア 貸付期間

貸付期間は令和2年貸付開始日（契約締結時に決定する日付）から令和12年3月31日（約10年間）とします。借地借家法の適用はなく、原則貸付期間の延長及び更新はしません。ただし、貸付者の事情により貸付期間の延長が必要になった場合は、貸付者と借受者とが協議の上、貸付期間を最長1年間延長する場合があります。

貸付期間満了後は、土地明渡し時の状態に回復した上で土地返還していただきます。

ただし、貸付者と協議の上、整備時に撤去した工作物、地中埋設物、樹木等については、回復の必要はありません。

イ 貸付料

貸付料は、266,000円／月とします。

貸付料は、令和元年8月1日時点の価格です。

また、貸付契約締結までに契約保証金（貸付期間中の貸付料合計額の10分の1に相当する額）を納付していただきます。

なお、前条の貸付料は、貸付者または借受者が社会経済情勢等を勘案して見直す必要があると認めるとき、相手方に対して見直しのための協議を申し入れることができるものとします。

(3) 事業者募集・選定のスケジュール

応募する事業者の方は、本要項で指定する企画提案書類を提出していただきます。川崎市では提案内容等を審査し、事業者を決定します。

【スケジュール】

令和元年

11月21日（木） 本要項の公表・応募受付開始

12月12日（木） 参加意向申出・質問締切

令和2年

1月30日（木） 企画提案書類一式提出締切

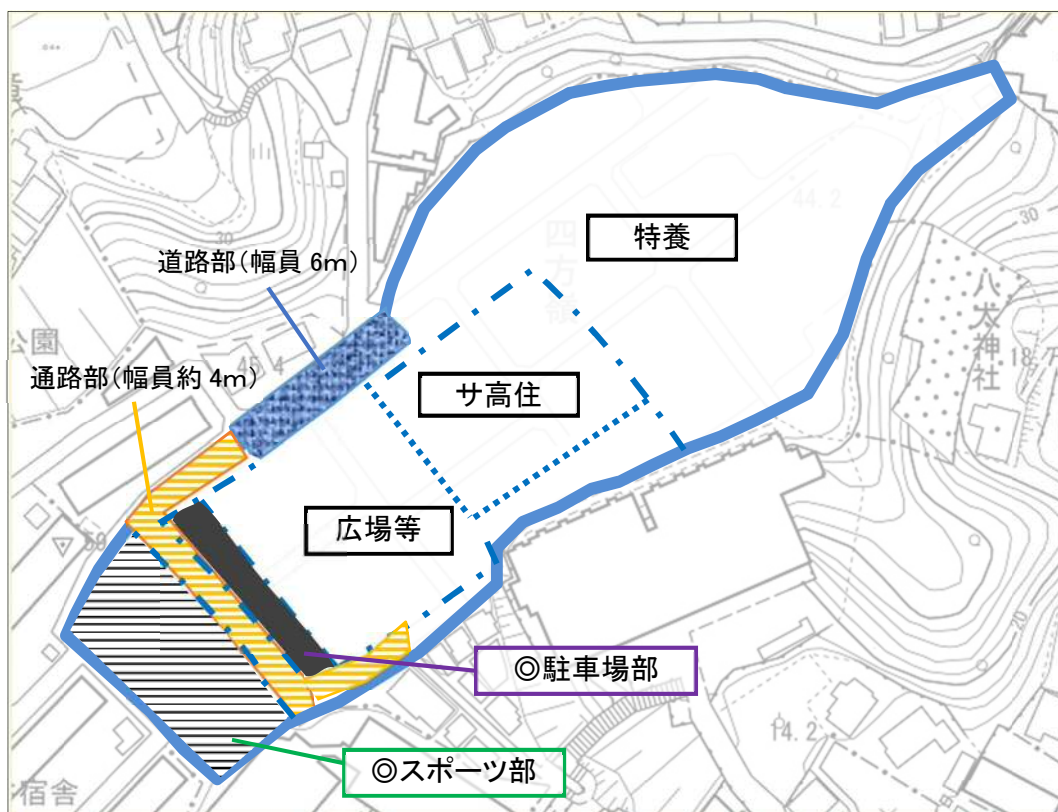
3月上旬 市営四方嶺住宅跡地利用事業者選定等委員会（プレゼンテーション）

3月中旬 整備・運営事業者 決定、選定結果通知、選定結果公表

6月下旬 貸付契約 締結（事業化着手）

3 土地利用の条件及び評価項目

企画提案する際の土地利用の条件及び評価は次のとおりです。(◎が計画地)



(1) 土地利用の条件

ア 市民が気軽にスポーツに親しめる機能を導入してください。

(ア) 市民が気軽にスポーツに親しめるよう整備し、適切な運営を行ってください。

(イ) 市民の利用のしやすさ及び安定した事業運営が両立するよう、利用料を適切に設定してください。

(ウ) 【加点要素】無料で地域に開放する時間があることが望ましい。

(エ) 【加点要素】近隣に球技場が少ないことから、野球やサッカーの練習等にも対応できるなど、様々なスポーツ需要に対応できることが望ましい。

イ 多くの地域の方々がスポーツに親しみ、交流できる取組みを実施してください。

(ア) スポーツをきっかけとして、多くの人が交流できる取組みを行ってください。

(イ) 【加点要素】川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンを踏まえ、周辺事業者等と連携するなど、多くの地域の方々が交流できる取組みを実施することが望ましい。

(ウ) 【加点要素】かわさきパラムーブメントの趣旨を踏まえた取組があることが望ましい。

ウ 新たに発生する交通量に対応するため、駐車場部に駐車場を設置してください。

(ア) 導入するスポーツ機能を目的とした駐車需要を踏まえ、必要な駐車場を整備して

ください。駐車場使用料が有料か無料かは問いません。

(イ) 【加點要素】隣接する広場の利用者の車が、駐車できることが望ましい。

エ その他

(ア) 営業時間や騒音対策など、周辺住環境に対する配慮を実施してください。

※利用者や近隣住民からの苦情については、借受者が一切の責任を持って対応するものとし、川崎市からの対応要請があった場合も同様とします。

(イ) 【加點要素】災害時に、地域住民に役立つ機能を確保することが望ましい。

(2) 施設用地及び建築に関する留意事項

ア 事前協議について

施設の整備計画は、都市計画法、建築基準法、川崎市福祉のまちづくり条例その他関係法令等に適合したものであること。事業者決定後に事業計画や施設設計等の変更を防ぐために、応募前に関係機関等への確認や事前協議を行ってください。

イ 開発行為について

当該敷地の接続先道路の幅員が6 m未満であることから、川崎市宅地開発指針に基づく接続先道路の配置と幅員の規定により、都市計画法第4条第12項の規定による土地の区画形質の変更を行う場合には、接続先道路の拡幅が必要となります。(宅地造成等規制区域に該当するため、1 m以上の盛土、2 m以上の切土、または30 cmを超える切土・盛土を500 m²以上行くと上記土地の区画形質の変更に該当します。)

ウ 建築物について

当該地は「第一種中高層住居専用地域」であることから、運動施設に該当する建築物は制限されています。敷地の一部に運動施設を建築するには、建築基準法第48条の許可が必要となりますが、建築基準法48条の許可を申請する前提の提案とする場合、特に以下の事項についても配慮した計画とし、まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課に相談してください。

(ア) 駐車場の必要台数を適切に算定するとともに、通行車両増加に伴う安全対策を図ること。

(イ) 騒音、排水、夜間照明対策など、周囲への悪影響を防ぐ対策を図ること。

(ウ) 敷地面積の10%以上、緑化に努めること。

(エ) 周辺住民に十分な説明を行い、同意を得ること。

エ 隣接地との調整

隣接地において特別養護老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の計画があることから、選定された事業者は景観の調和について隣接地の事業者と協議を行うこと。また、特別養護老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の工期を令和2～3年頃と想定しており、搬入経路が狭隘であることから、工事時期の重複が見込まれる際は、資材の搬入等についても協議・調整を行うとともに余裕のある工期設定とすること。

30cmを超える切土・盛土範囲については、隣接地の計画にも影響があることから、協議・調整を行っていただく場合があります。

オ その他

- ・施設計画を進めるにあたっては、丁寧な地元説明を実施してください。
- ・残存する地中埋設物に関する資料は閲覧可能です。閲覧希望の方は、事前にお問い合わせください。なお、地中埋設物が今回の計画に支障が生じる場合には、事業者の負担で撤去してください。この場合、事前に撤去等の内容について協議をお願いします。
- ・地歴を踏まえ、土壌汚染の恐れは無いものと考えています。
- ・隣接する市有地(通路部)については、賃貸借期間中、通行することができるものとします。
- ・駐車場部と通路部内の現況通路との間に存する市有地については、川崎市と協議の上、貸借する土地の出入り等に必要な整備をすることができるものとします。
- ・電柱等の移設については、調整可能な場合があるので応相談とします。
- ・貸付地スポーツ部東南端の通路付近に存する擁壁(下図)は撤去不可とします。



(3) 事業者選定に際しての評価観点

以下の観点で評価を行い、事業者を選定します。

ア 市民が気軽にスポーツに親しめる環境の構築

- ・利用料等が気軽に利用しやすい価格となっているか。また、無料開放する時間はあるか。
- ・様々な種類のスポーツに対応できるような配慮があるか。

- ・定期的なイベントの開催など、多くの人が気軽に楽しめる工夫がされているか。
- イ 市民が憩い、交流できる環境の形成
 - ・スポーツをきっかけとして、多くの地域の方々が交流できる工夫があるか。
 - ・多世代が交流する工夫があるか。
 - ・かわさきパラムーブメントの取組を意識した取組となっているか。
- ウ 安全安心で良好な住環境の形成
 - ・災害時の避難者の一時受け入れなど、災害時に周辺住民にとって有益な機能を有しているか。
 - ・十分な駐車場の確保や防犯灯の設置など、周辺環境に配慮し、安全安心な住環境の形成に資する機能となっているか。
 - ・営業時間や騒音対策など、良好な住環境の形成に対する配慮があるか。
- エ 施設配置計画等
 - ・隣接地との連続性を意識し、周辺環境と調和を図るものとなっているか。
- オ 事業実績等
 - ・提案した事業と同等の事業の運営の実績がある、事業計画・実施体制が妥当であるなど、事業を確実に実施することができるか。

4 応募の手続と流れ

(1) 応募資格

応募資格は、次に掲げる基準をすべて満たす事業者とします。

- ① 本土地利用の趣旨・目的に賛同する者であり、かつ法人格を有する団体であること。
- ② 本要項をよく理解し、定められたスケジュール等を順守できる者であること。
- ③ 当該地での運営の主体となり、貸付契約（以下「契約等」という。）を締結する者であること。
- ④ 締結した契約等及び関係法令等を順守できる者であること。
- ⑤ 貸付料の他、当該事業の実施に必要な経費を確実に支払う資力・信用力を有する者であること。
- ⑥ 共同申請の場合、直近決算書における純資産額が最も高い事業者を代表者とする。
- ⑦ 次のいずれの項目にも該当しないこと

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中である者

ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中である者

エ 会社更生法、破産法、若しくは民事再生法の適用を受けている者または商法により特別清算若しくは会社整理を行っている者

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体またはその構成員の統制下にある団体

カ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等または同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者が代表者または役員等となっている団体

キ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項または第2項に規定する行為をしている者

ク カ及びキに掲げるものから委託を受けた者並びにカ及びキに掲げるものの関係団体

ケ 直近2か年分の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税・地方法人特別税、法人市民税、固定資産税を滞納している者

(2) 本要項への質問

ア 質問

本要項への質問は、令和元年12月12日（木）17時まで、随時電子メールで受け付けます【様式1】。

回答については、質問締切後、全ての企画提案参加者に電子メールでお送りします。

質問送付先：まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課

(E-Mail : 50zyukan@city.kawasaki.jp)

イ 現地見学

現地説明会の開催予定はありません。現地は施錠されておりますので、現地確認を希望する場合は、まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課まで御相談ください。

(3) 参加意向の申し出

申込みにあたっては、本要項を熟読し、契約の条件、現地の現況及び利用制限等を御自身で確認の上、お申込みください。

ア 受付期間

令和元年 11 月 21 日（木）から令和元年 12 月 12 日（木）まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く

受付時間 8：30～12：00、13：00～17：15

イ 受付場所

下記窓口まで持参してください。郵送は受け付けません。

住所 川崎市川崎区宮本町 6 番地（明治安田生命川崎ビル 6 階）

川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課

電話 044-200-2951（直通）

ウ 提出書類

- ① 参加意向申出書【様式 2】
- ② 法人等の概要【様式 3】
- ③ 組織図（様式自由）
- ④ 定款の写し
- ⑤ 法人概要・業務実績等がわかるもの（パンフレットなど）
- ⑥ 履歴事項全部証明書（特定非営利活動法人の場合、役員名簿等）
※申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもの
- ⑦ 直近の財務状況に関する書類（直近決算 3 年間分）、損益計算書、
貸借対照表、株主資本等変動計算書（利益処分計算書）
※決算報告書、特定非営利活動法人の場合は収支計画書・活動報告書など
※流動資産、現金及び預金、売掛金、当座資産、固定資産、総資産、総資本、流動負債、固定負債、借入金、自己資本（純資産）売上高、売上原価、営業利益、当期純利益がわかる資料
- ⑧ 納税証明書
 - ・法人税（国税）の納税証明書
※その 3 の 3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税のない証明用
 - ・法人市民税納税証明書
- ⑨ 印鑑証明書
- ⑩ 川崎市暴力団排除条例に関する誓約書【様式 4】
※委託予定先の事業者についても、提出してください。
- ⑪ コンプライアンス（法令順守）に関する申告書【様式 5】
※コンプライアンスについて

過去2年間に次のような事由があった場合にコンプライアンスに関する申告書を提出すること。なお、該当事由がない場合も、その旨を記載して提出すること。

① 川崎市からの指名停止に該当する事由があった場合

(川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に規定する措置要件への該当の有無で判断)

② 法人・団体に次の事由があった場合

労働基準法、不正競争防止法、特定の業種の営業について特別の定めを置く法律（食品衛生法、警備業法等（いわゆる「業法」））その他の法令の違反により、公訴を提起され、または、行政庁による監督処分がなされた場合。

③ 法人・団体の役員またはその使用人による次の事由があった場合

業務上の贈賄、横領、窃取、詐取、器物損壊その他の指定管理者としての業務の健全かつ適切な運営に重大な支障を来す行為またはその恐れがある行為があった場合。

※ 選定結果に関する通知が到達するまでの間は、本件提案に係る提出書類の提出後であっても、上記①～③の事由が生じた場合は、速やかに川崎市に書面にて報告すること。事由によっては、再審査を行う場合があります。

エ 提出部数

正本1部・副本2部

オ 応募の辞退

参加申し出後に辞退する場合は文書によるもの（任意様式）とし、上記受付場所に直接、持参ください。

(4) 企画提案書の提出

申込意思がある場合は、次のとおり企画提案書の提出をお願いします。

ア 受付期間

令和元年11月21日（木）から令和2年1月30日（木）まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く

受付時間 8:30～12:00、13:00～17:15

イ 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル6階）

川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課

電話 044-200-2951（直通）

ウ 提出書類

① 企画提案概要（プレゼン用）

※A4横であること以外、様式は自由です。

② 事業計画書【様式6】

※必要最低限の範囲で、別添での資料添付は可とします。

③ 土地利用計画図

- ④ 整備等スケジュール表
- ⑤ 資金計画【様式7】
- ⑥ 事業収支計画【様式8】

エ 提出部数

正本1部・副本10部

(5) 参加資格の喪失等

・参加施策の喪失

参加資格があると認められた者が、前記4(1)⑦の各号のいずれかに該当したときは、当該参加資格を喪失します。

・無効となる申し込み

申し込み内容に虚偽の記載があることが判明した場合、その申し込みは無効なものとして扱います。

(6) その他

ア 提出書類の取扱い

提出していただいた書類等は、一切返却しません。

イ 書類提出等に要する費用

全て応募事業者の負担となります。

ウ ヒアリング

企画提案書の内容について、川崎市から質問する場合があります。その場合は、速やかに電子メールで回答してください。

エ 上記書類のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

オ 提出された書類は、今回の選考以外には使用しません。

5 審査の実施と事業者の決定

(1) 審査の実施

審査を厳正かつ公平に行い、適切な契約の相手先となる候補者を選考するために「市営四方嶺住宅跡地利用事業者選定等委員会」（以下「委員会」という。）を設置します。

(2) プロポーザルの日時、場所

ア 日時

令和2年3月上旬を予定※日時の詳細は申込者に個別に連絡します。

イ 場所

明治安田生命川崎ビル（予定）

川崎市川崎区宮本町6番地

J R「川崎駅」下車徒歩約12分

京浜急行「京急川崎駅」下車徒歩約7分

※開始時刻に遅れると参加できない場合がありますので、御注意ください。

※会場への入場は、会場の関係上、**各社（者）3名**までとさせていただきます。

(3) 事業者の決定方法

委員会で事業計画書等及びプレゼンテーションの内容を審査します。委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、契約の相手方となる候補者を選定します。

事業者は、**審査委員会において、定められた得点を超え、最高の評価を得た候補者**とします。なお、同点の場合はくじ引きによる抽選とします。

また、事業者決定後に事業者が「参加資格の喪失」に該当するなどにより、参加資格を喪失した場合は、次点候補者を事業者とします。

(4) 選考結果の通知について

- ・令和2年3月中旬を予定しています。
- ・後日、選考結果については個別に通知するとともに、ホームページ上で公表します。

6 契約について

(1) 契約の締結日

選定された事業者（共同申請の場合は代表者）は、令和2年6月下旬以降の川崎市の指定する日に契約を締結していただきます。

契約書案は別紙のとおりです。なお、契約書の内容は、事業者との協議の上、調整する場合があります。

また、事業者が本件契約を締結しない場合、川崎市は損害賠償請求できるものとします。この場合、川崎市契約規則第2条に基づき、今後3年間、川崎市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

(2) 費用負担

契約書、登記及びその履行に関して必要な費用は、事業者の負担とします。

(3) 貸付料納付方法

貸付料の納付方法は、川崎市が発行する納付書にて納付していただきます。

契約締結初年度は貸付期間の開始日から起算して30日以内、次年度以降は、毎年度、貸付期間の開始日から起算して30日以内に、当該会計年度分の全額を納付いただきます。

(4) 契約保証金

本契約締結までに、本契約の保証金として、貸付期間中の貸付料合計額の10分の1に相当する額を納付していただきます。

なお、本契約の終了時、本契約に関して生じた債務で未払いのものがあるときは、契約保証金の金額からその未払債務額及び損害賠償の金額を差し引いた金額を、未払いがないときは契約保証金の金額を返還します。

なお、契約保証金には利息を付しません。

(5) 連帯保証人

債務履行のために、次の要件を備えた連帯保証人を立てていただきます。

連帯保証人は次の各号に掲げる資格を有する者で、貸付者が認める者としてします。

ア 川崎市内または近接市町村に住所または事務所を有すること。

イ 年額260万円以上の所得を有し、または公簿価格200万円以上の固定資産を有すること。

また、連帯保証人が負担する債務の額の極度額は、連帯保証人が個人の場合、月額貸付料の13か月分相当以上の金額に、貸付地の原状回復に係る費用等（建物解体費用等）の概算額を加えた額に相当する金額とします。

(6) 土地の明渡し

貸付開始日に現況有姿で土地の引き渡しを行うこととします。

なお、契約終了に伴う土地返還にあたり、借受者は原状回復しなければなりません。
ただし、双方協議の上、川崎市の了解を得た場合はこの限りではありません。
また、明渡し及び返還は、貸付者と借受者の立会いの上で行うものとします。

(7) 違約金、契約解除

貸付契約に定める用途指定及び協定書に定める運用等に違反した場合には、契約を解除し、貸付契約に定める違約金（年額貸付料に相当する額）を徴収することがあります。

(8) 瑕疵担保責任の免責

貸付契約締結後に、当該物件に数量の不足その他の隠れた瑕疵があることを発見しても、貸付料の減免、損害賠償の請求または契約の解除をすることができないものとします。

<スポーツ>
(様式1)

質 問 書

令和 年 月 日

(あて先)
川 崎 市 長

法 人 名
所 在 地
代表者職氏名

質問事項

--

※質問がない場合は、提出は不要です。
※枠が不足する場合は、別紙に記載しても構いません。

【連絡担当者】

所 属
氏 名
電 話
F A X
E - m a i l

参加意向申出書

令和 年 月 日

(あて先)
川 崎 市 長

＜応募者＞

(代表) 法人名
(代表法人) 所在地
(代表法人) 代表者職氏名

実印

「市営四方嶺住宅跡地におけるスポーツ機能 運営・整備事業者公募要項」に記載された事項を全て同意し、必要な書類を添えて応募します。

なお、応募に必要な書類に記載した事項及び提出した証明書等は、全て事実と相違なく、また、公募要項に定める応募資格を有していることを誓約します。

【連絡担当者】

所 属
氏 名
電 話
F A X
E - m a i l

法人概要書

令和 年 月 日

法人名				
法人本部所在地				
代表者職・氏名				
法人設立年月日				
運営施設	種別 (設置年月日)	施設名	所在地	定員
	()			人
	()			人
	()			人
	()			人
	()			人
法人職員数	総数	人		
	うち常勤	人		
	うち非常勤	人		

＜スポーツ＞
(様式4)

川崎市暴力団排除条例に関する誓約書

令和 年 月 日
(申込日としてください)

川崎市長 宛

私（当法人及び当法人役員等）は、川崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないことを誓約します。

また、上記の者でないことを確認するため、川崎市が本様式に記載された全ての者の個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

団体名
代表者氏名

実印

参加申込時点の役員

役職名	(カナ) 氏名	生年月日 (和暦)	性別	住所
代表者				

※ 上記は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者としてします。

令和 年 月 日

川崎市長 宛

法人名

所在地

代表者職氏名

実印

コンプライアンス（法令順守）に関する申告書

コンプライアンス（法令順守）について、次のとおり申告いたします。

（該当する番号を○で囲むこと。）

- 1 該当事由なし
- 2 該当事由あり（該当事由の詳細について記載してください。）

令和 年 月 日

事業計画書類

川崎市長 宛

法人名

所 在

代表者職氏名

実印

別紙のとおり、「市営四方嶺住宅跡地におけるスポーツ機能 運営・整備事業者公募要項」による、事業計画書類を提出します。

(事務担当責任者)

所属・職名

担当者名

電 話

F A X

E メールアドレス

事業計画書

令和 年 月 日

1 整備主体	法人名			
	法人本部所在地			
	事業担当者名		電話番号	
2 事業計画 の概要				
3 工期等 (予定)	着工日	令和 年 月 日		
	竣工日	令和 年 月 日		
	開所日	令和 年 月 日		
4 その他 サービスの概要	サービス 提供の種類	定員 (人)	サービスの内容（曜日・祝日ごとの営業時間、利用料等具体的に記載）	

※足りない場合は行を追加してください。

5	施設の 管理（施 錠、照明 の管理）	施設（建物、 駐車場等）	施錠有無	曜日・祝日ごと開 錠、施錠時間	照明有無	曜日・祝日ごと点灯、消 灯時間

※足りない場合は行を追加してください。

6	本事業に ついて	(1) 今回の公募の動機
		(2) 提案のコンセプト

7	市民が気軽 にスポーツ に親しめる 環境の構築 について	(1) 利用料等の価格設定、無料開放など利用しやすさに関する考え方
		(2) 様々なスポーツへの対応に関する考え方
		(3) イベントの開催などに関する考え方

8 市民が憩い、 交流できる 環境の形成 について	(1) 地域の方々や多世代交流に関する考え方
	(2) かわさきパラムーブメントに関する考え方

※足りない場合は行を追加してください。

9 安全安心で 良好な住環 境の形成に ついて	(1) 災害時の対応に関する考え方
	(2) 周辺の住環境への配慮に関する考え方

10 施設配置計 画等につい て	(1) 隣接地との連続性、周辺環境との調和に関する考え方

11 その他	(1) 事業実績等
	(2) アピール事項がありましたら記入してください。

※足りない場合は行を追加してください。

スポーツ機能の整備・運営に係る資金計画書

法人名：_____

◎ 事業費 (単位：千円)

費 目		金 額
土 木 工 事 費		
建 築 工 事 費		
そ の 他 備 品 費 等		
合 計		

※土木工事費及び建築工事費については、具体的な内訳の費目を記載してください。
欄は必要に応じて、追加してください。

◎ 資金計画 (単位：千円)

費 目			金 額
法 人 負 担 分			
内 訳	自 己 資 金		
	借 入 金		
	内		
	訳		
合 計			

收支予算書

法人名：_____

(千円)

[illegible]

【連絡先】

川崎市川崎区宮本町 6 番地

（明治安田生命川崎ビル 6 階）

川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課

電話 044-200-2951（直通）

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市